

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月27日
【会社名】	シダックス株式会社
【英訳名】	SHIDAX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 志太 勤一
【本店の所在の場所】	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	03(5784)8881(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 兼 経理財務本部長 兼 IR担当 若狭 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目12番13号
【電話番号】	03(5784)8881(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 兼 経理財務本部長 兼 IR担当 若狭 正幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,994,418,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,714,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年2月27日開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,714,000株	1,994,418,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	3,714,000株	1,994,418,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
537	-	100株	平成25年3月15日(金)	-	平成25年3月18日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 4 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
シダックス株式会社 経営企画本部	東京都渋谷区神南一丁目12番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,994,418,000	18,000,000	1,976,418,000

(注) 1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用に含まれる主なものは、弁護士費用、フィナンシャルアドバイザー費用等であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取金額である1,976百万円の資金使途としては、スポーツ&カルチャー事業における設立・運営資金に1,500百万円、財務体質の強化を図るための有利子負債の返済に476百万円を、それぞれ充当する予定であります。内訳は下記のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期（注2）
スポーツ&カルチャー事業（注1）： シダックス・カルチャービレッジの設立等に係る投資支出等	650	平成25年3月
スポーツ&カルチャー事業（注1）： 運営資金等	850	平成25年4月から 平成26年3月まで
借入金の返済	476	平成25年3月
合計金額	1,976	-

(注) 1 当社グループは「はぐくむ、大切なことのすべて」という基本理念のもと、現代人にとって必要な「運動・栄養・休息・心」を育む「場」と「サービス」を提供することを使命としております。近年では、栄養・休息に加え、運動と心に関わるサービスとして、地域密着型のカルチャースクールを開始してまいりました。当社グループは、運動と心に関わるサービスの提供をより強化するために、当社子会社であるシダックス・スポーツアンドカルチャー株式会社（東京都調布市：代表取締役社長 遠山秀徳）を事業主体として、平成25年4月1日に「シダックス・カルチャービレッジ」（東京都渋谷区神南）を開設することを予定しております。当社グループは、当該施設をスポーツ&カルチャー事業における新しい価値の創造と情報発信の拠点として位置づけ、カルチャースクールとスポーツクラブを融合させた新しい学びの場を「CULTURE WORKS（カルチャー・ワークス）」の名称のもと展開することを計画しており、その設立・運営資金に充当します。

2 実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

	名称	株式会社第一興商
	本店の所在地	東京都品川区北品川五丁目5番26号
a 割当予定先の概要	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 第37期 （自平成23年4月1日至平成24年3月31日） 平成24年6月26日関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 第38期第1四半期 （自平成24年4月1日至平成24年6月30日） 平成24年8月9日関東財務局長に提出</p> <p>第38期第2四半期 （自平成24年7月1日至平成24年9月30日） 平成24年11月14日関東財務局長に提出</p> <p>第38期第3四半期 （自平成24年10月1日至平成24年12月31日） 平成25年2月14日関東財務局長に提出</p>
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より業務用通信カラオケ機器を購入しております。

（注）上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	ブラザー工業株式会社
	本店の所在地	愛知県名古屋市長区瑞穂区苗代町15番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第120期 (自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 平成24年6月27日関東財務局長に提出
		(四半期報告書) 第121期第1四半期 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 平成24年8月9日関東財務局長に提出
第121期第2四半期 (自平成24年7月1日至平成24年9月30日) 平成24年11月12日関東財務局長に提出		
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先の連結子会社より業務用通信カラオケ機器を購入しております。

(注) 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	国分株式会社
	本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役会長兼社長 国分 勸兵衛
	資本金	3,500百万円
	事業の内容	酒類・食品・関連消費財にわたる卸売業及びそれらに関する資材の販売業、貿易業、パン粉の製造業、貸室業
	主たる出資者及びその出資比率	国分ホールディングス株式会社（出資比率100%）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社連結子会社である大新東株式会社の株式を935,000株（発行済株式総数の1%）保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より食材全般を仕入れております。

(注) 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	株式会社ニチレイフーズ
	本店の所在地	東京都中央区築地六丁目19番20号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 池田 泰弘
	資本金	15,000百万円
	事業の内容	冷凍食品・レトルト食品・缶詰・包装氷等の製造・加工並びにこれらの製品の販売
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社ニチレイ（出資比率100%）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より肉・野菜・冷凍加工品等を仕入れております。

（注） 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	株式会社明治
	本店の所在地	東京都江東区新砂一丁目2番10号
	直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 第134期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月28日関東財務局長に提出
		（四半期報告書） 第135期第1四半期 （自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日） 平成24年8月14日関東財務局長に提出
		第135期第2四半期 （自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日） 平成24年11月14日関東財務局長に提出
第135期第3四半期 （自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日） 平成25年2月14日関東財務局長に提出		
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より牛乳・乳製品・医療食材等を仕入れております。

（注） 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	アイリスオーヤマ株式会社
	本店の所在地	宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 大山 健太郎
	資本金	100百万円
	事業の内容	生活用品の企画、製造、販売
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社オーヤマ(61.4%)、大山 健太郎(27.9%)
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より店舗消耗品等を購入しております。

(注) 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	ユーシーシーフーズ株式会社
	本店の所在地	兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目1番6号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 中村 拓治
	資本金	449百万円
	事業の内容	UCCブランドのコーヒー、「ロイヤルシェフ」ブランド並びに各種冷凍(フローズン)食品、冷蔵(チルド)食品、常温(ドライ)食品等の業務用卸並びに販売
	主たる出資者及びその出資比率	ユーシーシーホールディングス株式会社(出資比率100%)
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を1,000株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より飲料・その他食材を仕入れております。

(注) 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	千田みずほ株式会社
	本店の所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰岡町一丁目21番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 千田 法久
	資本金	90百万円
	事業の内容	主食米穀卸売業、買付代行業務、醸造用原料・米菓原料・米穀粉原料・もち米の加工及び販売、米穀の委託搗精
	主たる出資者及びその出資比率	千田 惣一（40%）
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を1,000株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より飲料・その他食材を仕入れております。

（注） 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	味の素株式会社
	本店の所在地	東京都中央区京橋一丁目15番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 第134期 （自平成23年4月1日至平成24年3月31日） 平成24年6月28日関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 第135期第1四半期 （自平成24年4月1日至平成24年6月30日） 平成24年8月9日関東財務局長に提出</p> <p>第135期第2四半期 （自平成24年7月1日至平成24年9月30日） 平成24年11月12日関東財務局長に提出</p> <p>第135期第3四半期 （自平成24年10月1日至平成24年12月31日） 平成25年2月14日関東財務局長に提出</p>
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先の連結子会社より調味料等を仕入れております。

（注） 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	オザックス株式会社
	本店の所在地	大阪府大阪市中央区博労町一丁目6番6号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 尾崎 豊弘
	資本金	200百万円
	事業の内容	生活産業製品の生産・加工・販売、合成樹脂原料の販売、洋紙・板紙・紙二次製品及びパルプの販売、産業機械の製造及び販売、食品の販売及びこれらに関する輸出入
	主たる出資者及びその出資比率	オザックス社員持株会(14.2%)、日本製紙株式会社(10%)、株式会社グローバルオーキッド(8.2%)、東京製紙株式会社(8%)、株式会社巴川製紙所(6%)
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先より店舗用消耗品等を購入しております。

(注) 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	麒麟麦酒株式会社
	本店の所在地	東京都中野区中野四丁目10番2号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 磯崎 功典
	資本金	30,000百万円
	事業の内容	酒類の製造
	主たる出資者及びその出資比率	キリンホールディングス株式会社(出資比率100%)
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先の連結子会社より酒類等を仕入れております。

(注) 上記は平成25年2月27日現在です。

a 割当予定先の概要	名称	キッコーマン株式会社
	本店の所在地	千葉県野田市野田250番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第95期 (自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 平成24年6月26日関東財務局長に提出
		(四半期報告書) 第96期第1四半期 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 平成24年8月10日関東財務局長に提出
第96期第2四半期 (自平成24年7月1日至平成24年9月30日) 平成24年11月13日関東財務局長に提出		
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先の連結子会社より調味料等を仕入れております。

(注) 上記は平成25年2月27日現在です。

c 割当予定先の選定理由

当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、「はぐくむ、大切なことのすべて」を基本理念として、現代人にとって必要な「運動・栄養・休息・心」を育む「場」と「サービス」を提供することを使命としております。近年では、栄養・休息に加え、運動と心に関わるサービスとして、地域密着型のカルチャースクールを開始してまいりました。

割当予定先である各社は、当社グループのフードサービス事業及びレストランカラオケ事業における長年の取引先であり、当社グループの基本理念及び事業内容について深くご理解を頂いていると当社は認識しており、各社との関係を一層強化することが、当社の中長期的な成長に資すると考えております。そうした観点から、本件自己株式処分による第三者割当の趣旨について、当社から各社に説明したところ、ご賛同の意思が確認できましたことから、各社を割当予定先として選定することといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株数	払込予定金額（円）
株式会社第一興商	当社普通株式	500,000株	268,500,000
ブラザー工業株式会社	当社普通株式	500,000株	268,500,000
国分株式会社	当社普通株式	373,000株	200,301,000
株式会社ニチレイフーズ	当社普通株式	373,000株	200,301,000
株式会社明治	当社普通株式	373,000株	200,301,000
アイリスオーヤマ株式会社	当社普通株式	372,000株	199,764,000
ユーシーシーフーズ株式会社	当社普通株式	372,000株	199,764,000
千田みずほ株式会社	当社普通株式	200,000株	107,400,000
味の素株式会社	当社普通株式	186,000株	99,882,000
オザックス株式会社	当社普通株式	186,000株	99,882,000
麒麟麦酒株式会社	当社普通株式	185,000株	99,345,000
キッコーマン株式会社	当社普通株式	94,000株	50,478,000
合計	当社普通株式	3,714,000株	1,994,418,000

e 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先に、本自己株式の処分により取得した株式を中長期的に保有する意向である旨を確認しております。また、各割当予定先に対して、自己株式処分の期日（平成25年3月18日）から2年間において、各割当先が取得した当社株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、及び当社が当該報告内容等を株式会社大阪証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

払込予定先の株式会社第一興商、ブラザー工業株式会社、株式会社明治、味の素株式会社、キッコーマン株式会社については、直近の有価証券報告書、四半期報告書及びヒアリング等により、株式会社ニチレイフーズ、アイリスオーヤマ株式会社、ユーシーシーフーズ株式会社、千田みずほ株式会社、オザックス株式会社、麒麟麦酒株式会社については直近の決算書及びヒアリング等により、現預金の残高、純資産、総資産等を確認した結果、本自己株式処分の払込みに要する資金の確保はあるものと判断しております。国分株式会社については、本自己株式処分の払込みに要する相当の財産を保有していることにつき、株式会社帝国データバンクの財務情報にて現預金の残高、総資産、純資産等を確認するとともに、ヒアリング等を通じて確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、内部統制上、新規に取引を開始する相手について、取引基本契約等において反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っており、また既に取引関係を有する相手先についても、関係者へのヒアリングや情報収集等に努め、契約の更新等に際しては、注文書等において反社会的勢力その他特定団体等と関係を有しない旨の言明を求めております。今回、割当予定先に選定した各社については、当社と長年にわたり取引関係を有し、経営陣の資質、同社の社風などについては、そうした取引関係を通じ承知いたしております。

加えて、当社は各社について以下の確認を行い、割当予定先である各社及びその役員、従業員が、反社会的勢力及びその他特定団体等とも一切関係を有さないものと判断いたしております。

割当予定先のうち、味の素株式会社及びキッコーマン株式会社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に、株式会社第一興商は、株式会社大阪証券取引所に、ブラザー工業株式会社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所にそれぞれ上場しており（以上、株式会社第一興商及びブラザー工業株式会社、味の素株式会社、キッコーマン株式会社を「上場各社」といいます。）、上場各社が取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する考え方を持っている旨が記載されていることを、当社は確認しました。

また、割当予定先のうち、麒麟麦酒株式会社の親会社キリンホールディングス株式会社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に、株式会社ニチレイフーズの親会社株式会社ニチレイは、株式会社東京証券取引所に、株式会社明治の親会社明治ホールディングス株式会社は、株式会社東京証券取引所にそれぞれ上場しており（以下、キリンホールディングス株式会社、株式会社ニチレイ及び明治ホールディングス株式会社を「上場親会社各社」といいます。）、上場親会社各社が取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、上場親会社各社及びそのグループ会社は、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する考え方を持っている旨が記載されていることを、当社は確認しました。なお、割当予定先であるアイリスオーヤマ株式会社、及び国分株式会社、ユーシーシーフーズ株式会社、千田みずほ株式会社、オザックス株式会社については、反社会的勢力その他特定団体と関係を有しない旨の誓約書を受領するとともに、日経テレコン等を使用したWeb検索における社内独自調査により確認しました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年2月26日における株式会社大阪証券取引所が公表した当社普通株式の終値537円といたしました。

取締役会の直前営業日の終値を基礎とした理由は、当該株価が平成25年2月1日の第12期（平成25年3月期）第3四半期に係る決算発表を受けて形成された株価であり、当社の株式に係る客観的な価値を反映しているものと考えられ、当該株価を参照することが合理的であると判断したためであります。

当該処分価額は、本株式発行に係る取締役会決議日の前営業日までの直前1か月間（平成25年1月28日から平成25年2月26日）の各取引日の終値単純平均518円に対するプレミアム率は3.67%、直前3か月間（平成24年11月27日から平成25年2月26日）の各取引日の終値単純平均463円に対するプレミアム率は15.98%、直前6か月間（平成24年8月27日から平成25年2月26日）の各取引日の終値単純平均413円に対するプレミアム率は30.02%となっております。また、当該処分価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであることから、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社では、当社の監査役4名（うち社外監査役2名）全員より、当該処分価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであり、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、処分予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分する自己株式3,714,000株に係る議決権の数は37,140個であり、平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数358,728個に対する希薄化率は10.35%であります。希薄化率10.35%の希薄化が生じることとなりますが、前述したとおり、調達した資金によるシダックス・カルチャービレッジの設立・運営、そのシダックス・カルチャービレッジを情報発信の拠点としたCULTURE WORKS（スポーツ&カルチャー事業）の推進は、当社の企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与すると考えられるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、当社の発行済株式総数は40,918,762株ですが、自己株式5,019,700株を保有していること、単元未満株式が26,262株あること、100株を1単元とする単元株制度を採用していることから、前述の平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数358,728個としております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
志太ホールディングス株式会社	東京都渋谷区神南一丁目 12番13号	13,116,774	36.56%	13,116,774	32.75%
株式会社シダ・セーフ ティ・サービス	東京都調布市調布ヶ丘三 丁目6番地3	1,777,800	4.96%	1,777,800	4.44%
志太 勤一	東京都渋谷区	1,225,856	3.42%	1,225,856	3.06%
志太 勤	東京都調布市	1,203,332	3.35%	1,203,332	3.00%
国分株式会社	東京都中央区日本橋一丁 目1番1号	-	- %	840,500	2.10%
エスディーアイ株式会社	東京都中央区銀座2丁目 8番9号	820,000	2.29%	820,000	2.05%
志太 正次郎	東京都渋谷区	604,926	1.69%	604,926	1.51%
株式会社第一興商	東京都品川区北品川五丁 目5番26号	-	- %	500,000	1.25%
ブラザー工業株式会社	愛知県名古屋市長穂区苗 代町15番1号	-	- %	500,000	1.25%
志太 富路	東京都調布市	380,984	1.06%	380,984	0.95%
合計	-	19,129,672	53.33%	20,970,172	52.35%

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 後記「第三部 追完情報」に記載のとおり、当社は、平成25年2月27日開催の取締役会において、平成25年3月29日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である大新東株式会社（以下、「大新東」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しております。本株式交換の効力発生日には、大新東の株主である国分株式会社は当社の自己株式467,500株の交付を受けることが見込まれます。「割当後の所有株式数」に記載されている国分株式会社の所有株式数には、本株式交換による交付株式数を含めております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年9月30日現在の総議決権数（358,728個）に本自己株式処分に係る議決権数（37,140個）及び上記（注）2に記載の本株式交換による交付株式数を加えた数を分母として算定し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後838,200株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期）及び四半期報告書（第12期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月27日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月27日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月27日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成24年6月28日）

1 提出理由

当社は、平成24年6月28日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

事業目的の追加

今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加する。

役付取締役の追加

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役最高顧問を定めることができる旨を追加する。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、志太勤、志太勤一、河本茂樹、若狭正幸、藤澤昌宏、フォルトゥナート・ニック・バレンティ及び柳孝一を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、長澤登を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 西川聰及び宮川聡男に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	258,792	1,131	0	(注) 1	可決(99.55%)
第2号議案 取締役7名選任の件					
志太 勤	258,558	1,366	0	(注) 2	可決(99.46%)
志太 勤一	258,938	986	0		可決(99.61%)
河本 茂樹	258,449	1,475	0		可決(99.42%)
若狭 正幸	258,254	1,670	0		可決(99.34%)
藤澤 昌弘	258,727	1,197	0		可決(99.52%)
フォルトゥナート・ニック・パレンティ	258,743	1,181	0		可決(99.53%)
柳 孝一	258,752	1,172	0		可決(99.53%)
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
長澤 登	258,617	1,308	0	(注) 2	可決(99.48%)
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	252,108	7,699	117	(注) 3	可決(96.98%)

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成25年2月27日）

1 提出理由

当社は、平成25年2月27日開催の取締役会において、平成25年3月29日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である大新東株式会社（以下、「大新東」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	大新東株式会社
本店の所在地	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
代表者の氏名	代表取締役社長 遠山 秀徳
資本金の額 （平成24年3月31日現在）	100百万円
純資産の額 （平成24年3月31日現在）	5,010百万円（単体）
総資産の額 （平成24年3月31日現在）	8,952百万円（単体）
事業の内容	車両運行管理事業、社会サービス事業を2本柱とする受託サービス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（単体）

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	28,714	27,715	29,564
営業利益	2,015	1,767	1,483
経常利益	2,208	2,038	1,763
当期純利益	97	622	520

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年9月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
シダックス株式会社	99.0%
国分株式会社	1.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、平成24年9月30日現在、大新東の発行済株式の99.0%を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名及び執行役員1名及び副会長1名が大新東の取締役（うち2名は代表取締役）を兼任しており、また、当社の監査役1名が大新東の監査役を兼任しております。
取引関係	当社は、大新東に対し、事務所の賃貸を行っております。 その他、当社は大新東より、経営指導及び間接業務の受託をしております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、グループ経営の機動性を高め、より効率的なグループ経営体制の構築を図ることを目的として、当社の連結子会社である大新東を、本株式交換により完全子会社化することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当の内容及びその他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、会社法第767条に基づき、当社を株式交換完全親会社、大新東を株式交換完全子会社とする株式交換です。当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく、大新東については会社法第784条第1項の規定に基づき略式株式交換の手続により株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

本株式交換に係る割当の内容

当社は、株式交換契約に従い、当社が所有する自己の普通株式を、当社が大新東の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における大新東株主（ただし、当社を除く。）に対し、その所有する大新東の普通株式1株につき当社の普通株式0.50の割合で、割当交付します。

当社は、本株式交換により、当社が所有する自己の普通株式467,500株（予定）を交付します。

その他の株式交換契約の内容

当社が大新東との間で平成25年2月27日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

シダックス株式会社（以下、「甲」という。）及び大新東株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年2月27日付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（甲の有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（甲）：株式交換完全親会社

商号 シダックス株式会社

住所 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

（乙）：株式交換完全子会社

商号 大新東株式会社

住所 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成25年3月29日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

甲は、本株式交換に際し、株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.50株を割当交付する。ただし、甲の所有する乙の普通株式については、甲の普通株式を割当交付しないものとする。

第5条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、同法第796条第4項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに臨時株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行および財産の管理運営を行い、甲又は乙がその財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを実行するものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、法令等に従い、基準時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全てについて消却する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、会社法第796条第4項の規定により本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに当該承認が得られないとき、その効力を失う。また、法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られないとき、その効力を失う。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態もしくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、あるいはその他諸般の事情から本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合において本契約の目的の達成が困難となったときには、甲及び乙が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約書に定めのない事項その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月27日

（甲）

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス株式会社
代表取締役会長兼社長 志太 勤一

（乙）

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
大新東株式会社
代表取締役社長 遠山 秀徳

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、当社ならびに大新東から独立した第三者機関である株式会社大和総研（以下、「大和総研」といいます。）に対して株式交換比率の算定を依頼しました。大和総研は、当社の株式価値については市場株価方式、大新東の株式価値についてはDCF方式（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー方式）を採用し、株式交換比率を算定しました。

当社は、上記の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、大新東と協議の上、上記株式交換比率を決定し、平成25年2月27日付で、株式交換契約を締結しました。株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更することがあります。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	シダックス株式会社
本店の所在地	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 志太 勤一
資本金の額	10,781百万円
純資産の額	(連結)現時点では確定していません。 (単体)現時点では確定していません。
総資産の額	(連結)現時点では確定していません。 (単体)現時点では確定していません。
事業の内容	子会社への経営指導および間接業務の受託(持株会社) 子会社を通じて以下の事業を展開 エスロジックス事業、コントラクトフードサービス事業、メディカルフードサービス事業、レストランカラオケ事業、コンビニエンス中食事業、スペシャリティーレストラン事業、トータルアウトソーシング事業

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

シダックス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシダックス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シダックス株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シダックス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、シダックス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
 - 2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月8日

シダックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシダックス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シダックス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表等の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

シダックス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河合 宏幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシダックス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シダックス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。